



4年目の新年を迎えて

建築基本法制定準備会 会長 神田 順

準備会も今年で4年目の新年を迎えた。会員数もわずかながら増えている。また新しい展開を期待したい。当初は構造グループから建築全体へ、そして何度か一般の人々への呼びかけも行なってきた。今の建築基準法に代わるものとして、新たに建築基本法を作る意味を、社会にアピールしていきたい。昨年は構造計算書偽装事件を受けて、メディアも、また国会でも建築法規のあり方を論じた。しかし行政主導の結果は残念ながら、対症療法的対応に過ぎなかった。基準法改定も罰則強化と構造計算書チェック機関の新設という形式のみ。建築士法も、資格そのものの高度化は後回しで、とりあえず1級建築士の中で構造と設備を分けるようにするというだけ。「建築確認制度を基本から変えるべき」という声は、私たち以外のグループからも出ている。法によって、技術者の工夫や建築家の創意が制約されてはいけない。建築士制度を含む、新しい制度設計が必要なときである。倫理性を問う建築家や高度な科学技術を使える構造家を、社会が専門家として必要とするなら、そのような資格制度を新たに作らねばならない。3年5ヶ月前に言い出した建築基本法試案をもとに、昨年8月には準備会案としてまとめた。今年1月11日には、初めての準備会主催の基本法地方講演を福岡で実施した。今年は東京以外での活動も推進したいと思う。これから総会に向けて、また会員諸氏のさまざまなアイデアをお寄せいただいて、建築基本法制定に向けて、歩を進めたい。会員各位の取り組みにも期待したい。今年もよろしくお願い申し上げます。

福岡での講演会「あるべき法制度の提案ー建築基本法ー」

2007年1月11日に福岡で建築基本法の提案に関する講演会が建築基本法制定準備会の主催で開催された。講演会では、東大教授で準備会の会長である神田順先生と日建設計参事で準備会の事務局長の水津秀夫氏の講演の後、討論を行った。参加者は構造設計をしている方を中心に74名であった。

はじめに水津氏より、耐震偽装事件を受けて改正される確認制度の主な概要が次のように紹介された。

- 1) 建築確認・検査の厳格化
 - ・構造計算適合性判定機関の導入
 - ・中間検査の充実
 - ・審査期間の延長
- 2) 指定確認検査機関の業務の適正化
- 3) 建築士等の業務の適正化および罰則の強化
- 4) 建築士、建築士事務所及び指定確認検査機関の情報開示
- 5) 住宅の売主等の瑕疵担保責任の履行に関する情報開示
- 6) 図書保存の義務づけ

また、建築士法の一部改正の主な概要は、

- 1) 建築士の資質、能力の向上
- 2) 高度な専門能力を有する建築士による設計
- 3) 設計・工事監理業務の適正化、消費者への情報開示

- 4) 団体による自律的な監督体制の確立
 - 5) 建設工事の施工の適正化（建設業法）
- であり、それぞれの項目について更に詳しい解説を加えた後、私見を披露された。朱鷺メッセの連絡橋の落下事故、旧住宅公団の欠陥住宅問題（多摩ニュータウン）、耐震偽装事件、官製談合・天下りなど建築界ではいろいろな問題が明るみになってきた。今後は一般市民からの信頼を得て、安全を確保することが最優先であり、そのためには、
- ・基準法は安全を保証していない
 - ・法規制だけが社会規範ではない
 - ・短期的な利益（無責任な経済追求）から長期的な価値（社会資産）へ
 - ・安全な建物づくりへ誘導する政策・社会システム
 - ・建築主が安全グレードを選択／指示／公開
 - ・職能人・団体としての倫理の確立と実践（自浄機能）
 - ・責任の明確化（専門化・高度化→分離契約）
- ということを設計者・建築主を含め一般の方にも知ってもらうことが重要であるとして締めくくった。

神田先生は、なぜいま建築基本法なのか、というテーマで基準法の問題は何かなどについて説明をされた後、準備会で

提案している建築基本法の内容について説明された。基準法の問題点としては、自己増殖性（専門家でも全貌が把握できない）、ザル法（建築に関する法律として体をなしていない）、理念不在の場当たり対応をしてきた。設計者の側の問題として、詳細な規則が法令化されることで思考停止または無責任体制となる（法律を守れば安全という妄想）。利用者としては、膨大な法令により理解することを放棄することにつながる。

基準法の第1条には目的が書いてあるが、最低基準になっていない。そもそも財産保全まで保証すべきか。第8条は建築主が適法に維持するための努力義務であるが、知られていないし、守られていない。第20条では安全そのものではなく、大臣の認めた計算法で安全を確かめることを安全とみなすといった変なことになっている。

自己増殖的に改正を行ってきたために変な規制と矛盾が増えることになる。たとえば、有害建材+高気密+機械換気の義務化（そもそも有害な建材を使わなければすむこと）、用途変更や法改正が既存不適格を生む、逆に既存不適格を生まないための改正が最適基準の規制緩和でゆがんでしまう、意味のないルールができると違反が増え、複雑な法体系にすることにより裏情報と既得権が幅を利かせるようになってしまう。

基本法の制定に向けて2003年から取り組んできているが、基本法に期待することとしては、

- ・国民が法律をつくるという可能性に挑戦
- ・理念を明らかにすることで、国民にも理解可能な法律から再出発
- ・技術者が安全にかかわってルールをつくる
- ・国、自治体、専門家、建築主の責任の明示
- ・作るための法律から使うための法律へ

などを挙げ、その実現のためには、こういった議論を幅広く行うことが必要である。財産権（私有財産）のための建築基準法から、社会資産のための建築基本法への転換が求められている。その後の討論では以下のようなやりとりがあった。

Q] 基本法の中にモラルや道徳といったものが入っていないのは？

A] モラルというものを法律の条文として書くのは難しい。

職能団体が会員の倫理やモラルを確立すべき。

Q] JSCAでも倫理規定を協議しているが、組織の倫理と個人

の倫理がぶつかることがあり、まとめるのに苦労している。何か方策は？

A] 組織が設計したとしても、構造設計者の氏名をどこまで表に出せるかが問題ではないか。組織に所属していても、この建物を設計したのは、誰々だと分かるようにすることで倫理やモラルが確立されていくようになるのでは。

Q] 専門家だけでなく、一般国民のモラルも問われているのでは？

A] もっと一般の方との対話が必要であるし、専門家といっても構造と意匠でも温度差がある。建築家の方が安全というものを、どのように認識しているか、構造設計者にお任せなのか、それとも何らかの考えをもっているのか。

Q] 福岡県西方沖地震では2次部材の被害が多く発生し、居住者への説明が大変であった。基準法を守れば安全であるとは限らない。しかし、一方、耐震偽装問題では基準法を守っているかどうかだけが問われた。

Q] 今度改正される法律では「適合性判定機関」ができ、そこで構造計算の内容がチェックされる。そのとき設計者は「設計」できないのではないかと危惧している。構造計算に基づいて、設計判断により鉄筋を増やしたりすることができなくなって、構造計算の結果に忠実に図面を作成するしかない。構造設計ができなくなる時代になっていくのではないか。

Q] マンション管理組合連合会としては、基本法に消費者の視点を加えて欲しい。さらには1981年の新耐震を満足していれば耐震性があるとの判断がされているが、それも旧いのではないか。2次部材も壊れないような設計を望みたい。それがストックを重視する基本法の理念ともあっている。

以上のような内容で2時間の講演会は終了した。地震に対する安全性をどう考えるかというのは、ずいぶん認識が異なっているのではないかと、専門家の中でも、国民と専門家の間でも。基準法がいう最低限の安全性というのはどういうものか、もっともっと議論が必要だが、なかなか広がらない。お上が何とかしてくれるという意識が高く、個人レベルで考えようとしないうためののだろうか。（文責：高山峯夫）

事務局からのお知らせ

(1) 事務局連絡先

電話：	03-3284-2071	FAX：	03-3284-2072
住所：	〒211-0025 川崎市中原区木月 357		
	建築設計事務所アトリエ 71		
E-mail：	info@kihonho.jp		
URL：	http://www.kihonho.jp		

(2) 年会費（5000円）のお願い

振込み先：三菱東京UFJ 新宿中央支店
口座名：建築基本法制定準備会事務局
口座番号：（普）5699064